

## 「平成30年7月定期海技試験の弾力的な運用について」

### 1. 弾力的な措置の期間及び対応

平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）により、長期的な影響が生じると思われる①災害救助法が適用される市町村（内閣府報道発表を参照。）に住所地を有する者及び②その他やむを得ない事情がある者については、当分の間、下記の措置を講じます。

### 2. 海技試験の弾力的な措置

#### （1）適用対象者

①災害救助法が適用される市町村に住所地を有する者

（確認書類）

住民票の写しその他住所地を確認できる書類（運転免許証等）

②その他やむを得ない事情がある者

（確認書類）

①の確認書類に加え、やむを得ない事情により受験することが困難な状況を確認できる書類

#### （2）措置内容

①海技試験を受験できなかった者に対する措置

平成30年7月定期海技試験に受験申請した者のうち、災害の影響により一科目でも受験することができなかった旨の申し出を受けたときは、申請書類一式（海技試験申請書を除く。）を返却します。この場合、返却された申請書類は、平成30年10月及び平成31年2月定期海技試験に限り有効なものとして使用できます。（例：手数料納付書、筆記試験科目免除証明書等）

②海技試験を他の試験会場で受験希望する者に対する措置

平成30年7月定期海技試験の筆記試験に受験申請した者のうち、災害の影響により、避難又は一時帰宅等を余儀なくされたため、受験を予定していた試験会場に来所することが困難な受験者に対し、他の試験会場で受験を希望する旨の申し出を行ったときは、当該受験者に限り認めるものとします。その場合、受験票の控え又は本人確認できる書類（写真付きの証明書等）を持参ください。

なお、詳細については別紙地方運輸局等にお問い合わせください。

参照：内閣府報道発表「災害救助法の適用状況」

（[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)）

## 地方運輸局等一覽

地方運輸局等	担当部課	電話番号 ( FAX )
北海道運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	011-290-2772 (011-290-1022)
東北運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	022-791-7524 (022-299-8884)
関東運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	045-211-7232 (045-201-8794)
北陸信越運輸局	海事部船員労働環境・海技資格課	025-285-9159 (025-285-9176)
中部運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	052-952-8027 (052-952-8054)
近畿運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434 (06-6949-5203)
神戸運輸監理部	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053 (078-321-7028)
中国運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	082-228-8707 (082-228-3468)
四国運輸局	海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	087-802-6831 (087-802-6835)
九州運輸局	海上安全環境部海技資格課	092-472-3176 (092-472-3304)
沖縄総合事務局	運輸部船舶船員課	098-866-1838 (098-860-2236)